

岐阜県公報

号外 (13) 令和六年四月一日

目次

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	四
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	四
岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	五

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第三号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

「副局長

出納事務局長

別表行政職の表知事の項本庁次長の欄中「副局長」を

ねんりんピック推進事務局長

岐阜地域危機管理監

「出納事務局長

に、岐阜地域総括監を「文化祭推進事務局次長」に改め、「図書館副館長」を

岐阜地域危機管理監

削り、「恵那農林事務所長及び飛騨農林事務所長」を「及び恵那農林事務所長」に改め、同項本庁課長の欄中「ねんりんピック推進事務局長」を削り、「岐阜地域産業労働

室長」を「岐阜地域産業労働室長

に、「レクリエーション・健康づくり推進監」を水産振興企画監

「レクリエーション・健康づくり推進監
学校連携企画監」に改め、「生涯学習企画監」、「温暖化・気候

変動対策監」及び「盛土対策調整監」を削り、「交通安全対策監」を
「交通安全対策監
生涯学習企画監」

「芸術文化企画監

に、「芸術文化企画監」を
文化事業推進監
文化交流推進監
「広報県民運動推進監」を
地域推

伝統技術支援監」

民運動推進監
に、「現代陶芸美術館部長」を
「現代陶芸美術館部長
図書館副館長」に、「少子化対

進監
「」に改め、「男女共

策企画監」を「こども政策調整監」に、「建築構造審査監」を
「建築構造審査監
盛土対策調整監」に、

「ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監

「都市公園企画監」を
緑化祭推進監
会場整備監
に改め、「男女共

財務会計システム開発企画監

同参画・女性の活躍支援センター副センター長」及び「岐阜県保育士・保育所支援セン

ター副センター長」を削り、「県税事務所課長」を
「県税事務所課長
岐阜県税事務所連携調整監」に、

「中央子ども相談センター家庭支援課長
を「中央子ども相談センター家庭支援第一課

中央子ども相談センター地域連携課長」
「西濃子ども相談センター家庭支

「東濃子ども相談センター家庭支援課長
中濃子ども相談センター家庭支

長」に、女性相談センター所長
を 飛騨子ども相談センター家庭支

女性相談センター副所長
女性相談支援センター所長
女性相談支援センター副所長

援課長

援課長

援課長
に改め、「及び古川土木事務所」を削る。

別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中「鉄道警察隊長」を
「鉄道警察隊長
自動車警ら隊副

隊長」に改め、同項本部課長補佐の欄中「本部隊副隊長」を「本部隊副隊長（自動車警

ら隊副隊長を除く。）」に改める。

別表研究職の表知事の項次長の欄中「保健環境研究所長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改

正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年
岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中、「女性相談支援員」を削る。

第三十八条の七第一項及び第二項第一号中「女性相談センター」を「女性相談支援セ
ンター」に改める。

第五十七条の五第一号イ中「百分の二百十」を「百分の二百五」に、「百分の二百五
十」を「百分の二百四十五」に改め、同号ロ中「百分の二百十五」を「百分の二百十」

に改め、同条第二号中「百分の百」を「百分の九十七・五」に、「百分の百二十」
を「百分の百十七・五」に改める。

第六十九条の五第一号中「第六条の二の二第四項」を「第六条の二の二第三項」に改
める。

別表第一の三知事の部本庁の項中「デジタル推進局長」の下に、「県民文化局長、子

ども・女性局長」を加え、「県民文化局長、子ども・女性局長」を削り、「副局長」の下に、「出納事務局長、岐阜地域総括監、ねんりんピック推進事務局長、岐阜地域危機管理監」を加え、「出納事務局長、岐阜地域総括監、岐阜地域危機管理監」を「文化祭推進事務局次長」に、「ねんりんピック推進事務局長」を「岐阜地域環境室長、水産振興企画監」に改め、「レクリエーション・健康づくり推進監」の下に、「学校連携企画監」を加え、「生涯学習企画監」、「温暖化・気候変動対策監」及び、「盛土対策調整監」を削り、「交通安全対策監」の下に、「生涯学習企画監」を、「芸術文化企画監」の下に、「文化事業推進監、文化交流推進監、伝統技術支援監」を、「広報県民運動推進監」の下に、「地域推進監」を加え、「少子化対策企画監」を、「子ども政策調整監」に改め、「建築構造審査監」の下に、「盛土対策調整監」を加え、「都市公園企画監」を「ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監、緑化祭推進監、会場整備監、財務会計システム開発企画監」に改め、同部中

県事務所 男女共同参画・女性の活躍支援センター 副センター長、岐阜県保育士・保育所 支援センター副センター長	六種
県事務所 所長、地域危機管理監、副所長（西濃 県事務所及び可茂県事務所の副所長に 限る。）	二種

県事務所 所長、地域危機管理監、副所長（西濃 県事務所及び可茂県事務所の副所長に 限る。）	一種
--	----

改め、同部県税事務所の項中「課長」の下に、「連携調整監」を加え、同部図書館の項中

課長（総務課長に限る。）	四種
課長（総務課長を除く。）	六種

課長	六種
----	----

改め、同部子ども相談センターの項中「連携支援課長」の下に、「家庭支援第一課長、判定課長」を加え、「中央子ども相談センター及び東濃子ども相談センター」を「西濃子ども相談センター、中濃子ども相談センター及び飛騨子ども相談センター」に改め、「地域連携課長、判定課長」を削り、同部女性相談センターの項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同部わかあゆ学園の項中

園長	四種
総務課長	六種

園長、総務課長	四種
---------	----

改め、同部農林事務所の項中「限る。」の下に、「課長（恵那農林事務所の農地整備課長に限る。）」を、「課長」の下に「恵那農林事務所の農地整備課長を除く。」を加え、同部農業高等学校の項中

副校長	四種
総務課長	六種

副校長、総務課長	四種
----------	----

改め、同部土木事務所の項中「道路課長」の下に「下呂土木事務所の道路課長を除く。」を、「道路課長」の下に「下呂土木事務所の道路課長を除く。」を加え、「及び古川土木事務所」を削り、同代表監査委員の部事務局の項中

事務局長、課長	二種
---------	----

事務局長	一種
課長	二種

改める。

別表第五小学校の表大垣市の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「副局長」の下に、「出納事務局長、岐阜地域総括監、ねんりんピック推進事務局長、岐阜地域危機管理監」を加え、「出納事務局長、岐阜地域総括監、岐阜地域危機管理監」を「文化祭推進事務局長」に、「ねんりんピック推進事務局長」を「岐阜地域環境室長、岐阜地域産業労働室長、水産振興企画監」に改め、「レクリエーション・健康づくり推進監」の下に、「学校連携企画監」を加え、「生涯学習企画監」、「温暖化・気候変動対策監」及び「盛土対策調整監」を削り、「交通安全対策監」の下に、「生涯学習企画監」を加え、「芸術文化企画監」の下に、「文化事業推進監、文化交流推進監、伝統技術支援監」を加え、「広報県民運動推進監」の下に、「地域推進監」を加え、「少子化対策企画監」を「こども政策調整監」に改め、「建築構造審査監」の下に、「盛土対策調整監」を加え、「都市公園企画監」を「ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監、緑化祭推進監、会場整備監、財務会計システム開発企画監」に改め、「男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長、岐阜県保育士・保育所支援

に

センター副センター長」を削り、同表県税事務所の項中「課長」の下に、「連携調整監」を加え、同表子ども相談センターの項中「家庭支援課長（中央子ども相談センター及び東濃子ども相談センター）の家庭支援課長に限る。」、地域連携課長、判定課長」を「家庭支援第一課長、判定課長、家庭支援課長（西濃子ども相談センター、中濃子ども相談センター及び飛騨子ども相談センター）の家庭支援課長に限る。」に改め、同表土木事務所の項中「及び古川土木事務所」を削り、同表女性相談センターの項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県人事委員会
委員長 栗山知

岐阜県人事委員会規則第六号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表知事の部本庁の項六級の欄中「ねんりんピック推進事務局長」を「岐阜地域環境室長、岐阜地域産業労働室長、水産振興企画監」に、「レクリエーション・健康づくり推進監」を「レクリエーション・健康づくり推進監、学校連携企画監」に改め、「生涯学習企画監」、「温暖化・気候変動対策監」及び「盛土対策調整監」を削り、「芸術文化企画監、広報県民運動推進監」を「生涯学習企画監、芸術文化企画監、文化事業推進監、文化交流推進監、伝統技術支援監、広報県民運動推進監、地域推進監」に、「少子化対策企画監」を「こども政策調整監」に、「建築構造審査監」を「建築構造審査監、盛土対策調整監」に、「都市公園企画監、出納審査監、地域出納審査監、男女共同参画・女性の活躍支援センター副センター長又は岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長」を「ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監、緑化祭推進監、会場整備監、財務会計システム開発企画監、出納審査監又は地域出納審査監」に改め、同項七

發の職中「又はなんりんピック推進事務局長」を「、岐阜地域環境室長又は水産振興企画課」に改め、同項八條の職中「、文化祭推進事務局長」を削ぐ、「岐阜地域危機管理課」を「なんりんピック推進事務局長、岐阜地域危機管理課、文化祭推進事務局長、文化祭推進事務局次長」に改め、同部農務事務所の項六條の職中「又は課長」を「、課長又は連携調整課」に改め、同部図書館の項六條の職中「課長」を「副館長又は課長」に改め、同項七條の欄を次のように改める。

困難な業務を行う副館長の職務

別表第一の表知事の部図書館の項八條の職中「副館長の職務」を削り、同部子ども相談センターの項五條の職中「地域連携課長」を「家庭支援第一課長」に、「中央子ども相談センター及び東濃子ども相談センター」を「西濃子ども相談センター、中濃子ども相談センター及び飛騨子ども相談センター」に改め、同項六條の職中「地域連携課長」を「家庭支援第一課長」に、「中央子ども相談センター及び東濃子ども相談センター」を「西濃子ども相談センター、中濃子ども相談センター及び飛騨子ども相談センター」に改め、同部女性相談センターの項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同部農林事務所の項六條の欄及び八條の職中「、農林事務所及び飛騨農林事務所」を「及び恵那農林事務所」に改め、同部土木事務所の項五條の欄及び六條の欄中「及び古川土木事務所」を削る。

別表第一の表警察本部部長の部署警察本部の項六條の欄中「、副隊長」を「、副隊長(自動車警ら隊副隊長を除く。)」に改め、同項七條の欄中「救護調整隊長」を「救護調整隊長、自動車警ら隊副隊長」に改める。

別表第一の表知事の部岐阜県行政組織規則第五十四条に規定する試験研究機関の項三條の欄、四條の欄及び五條の欄中「困難な業務」を「困難な業務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第七号

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一條第二條第一項第二号に該当する公益的法人等の項中「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則(平成十八年岐阜県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第三十四項を第三十五項とし、第三十項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、第二十九項の次に次の一項を加える。

(令和七年一月一日における一般職員の昇給の号給数等)

30 第六項から第十一項まで及び第十九項の規定は、令和七年一月一日における一般職員の昇給について準用する。この場合において、第六項中「平成十九年一月一日」とあるのは「令和七年一月一日」と、同項第一号中「切替日前」とあるのは「令和六年一月一日(以下「基準日」という。前)と「切替日後」とあるのは「基準日後」と

「数から一を減じて得た数に相当する号給数」とあるのは「号給数」と、同項第二号中「平成十八年十二月三十一日」とあるのは「令和六年十二月三十一日」と、第八項第一号中「職員（次号及び第三号において「昇給号給数抑制職員」という。）にあっては、三号給以上」とあるのは「職員にあっては、一号給以上」と、同項第二号中「四号給（昇給号給数抑制職員にあっては、二号給）」とあるのは「四号給」と、同項第三号中「三号給以下（昇給号給数抑制職員にあっては、一号給以下）」とあるのは「三号給以下」と、第九項中「切替日から平成十八年十二月三十一日」とあるのは「基準日から令和六年十二月三十一日」と、第十項中「平成十九年一月一日」とあるのは「令和七年一月一日」と、第十九項中「前項」とあるのは「第三十項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社